

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の給与に関する規程の一部を改正する規程を  
ここに公布する。

2024年3月29日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第9号

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の給与に関する規程（2019年4月1日規程  
第76号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
(契約職員の給料) 第4条 契約職員の給料は、別表第2のと おりとする。_____ _____	(契約職員の給料) 第4条 契約職員の給料は、別表第2のと おりとする。 <u>ただし、これによりが たい理由のあるものの給料は、理事 長が別に定めることができる。</u>

#### 附 則

この規程は2024年4月1日から施行する。